相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市佐助一丁目四九一番地、最後の住所神奈川県鎌倉市佐助一丁目一一番一六号　被相続人　亡　内藤　淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月一日

横浜市都筑区茅ケ崎中央二五―七フォーラスプラザ二〇三号

相続財産管理人　弁護士　姜　文江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市中区蜆塚三丁目一九七六六番地八三、最後の住所浜松市西区大平台一丁目三四番三〇号三幸の園　被相続人　亡　小松　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月一日

浜松市中区中央二丁目一一番五号

相続財産管理人　古橋　清二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区問屋町通五條下る二丁目上人町四三六番地、最後の住所京都府木津川市鹿背山東大池四番地の一

被相続人　亡　直﨑　次男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月一日

京都市中京区富小路二条下ル高木ビル三階

田村貴哉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　貴哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字沖宇部五六三番地、最後の住所山口県宇部市松山町三丁目二番一六号

被相続人　亡　本田タツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月一日

山口県宇部市常盤町一丁目六番三六号カワサキビル2F

相続財産管理人　弁護士　齋藤　隆弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市坂本町葉木四〇〇五番地、最後の住所福岡県朝倉市三奈木六八二番地一

被相続人　亡　山下　昭年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月一日

福岡市中央区舞鶴一丁目三番三一号ハイラーク舞鶴一一〇四号

相続財産管理人　城戸　康平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市田上四丁目四五一番地第四、最後の住所長崎県諫早市有喜町六三七番地

被相続人　亡　福田　久江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月一日

事務所長崎県諫早市永昌東町一七番一〇号

相続財産管理人　田中　幸実

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出下さい。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年五月一日

一、墳墓等所在地　愛知県碧南市油淵町一ノ六

一、墳墓等の名称　浄土真宗　松光山　応仁寺

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県碧南市油淵町一ノ六　応仁寺世話方　代表　鳥居　一司　副代表　角谷　治彦

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年5月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社ＡＤＡＣ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4351号　④株式会社ＡＤＡＣ　東京都新宿区百人町二丁目20番１号　代表取締役　長谷川恵　⑤株式会社ＡＤＡＣ　トラベルメロディ事業部　東京都新宿区百人町二丁目20番１号　⑥平成９年12月26日　⑨平成24年10月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区百人町二丁目20番１号　株式会社ＡＤＡＣ　代表取締役　長谷川恵

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十五年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

石川県白山市松本町二五一二番地

株式会社クスリのアオキ

規約型確定給付企業年金清算人

門馬　秀一